

七戸町移住体験支援事業費補助金交付要綱

令和6年4月1日
告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、七戸町（以下「本町」という。）の移住・定住人口の増加による地域活性化を図るため、本町への移住の検討を目的として、町長が認めた宿泊施設に宿泊をする者に対し、予算の範囲内で七戸町移住体験支援事業費補助金を交付することとし、その交付に関する七戸町補助金等の交付に関する規則（平成17年七戸町規則第42号。以下、「規則」）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この告示において、規則第2条第3項に規定する補助事業者は、次の各号のいずれかに該当し、青森県外に住所を有する者とする。また、補助事業者は滞在期間中、本町職員による研修を半日程度受けなければならない。

- (1) 本町で住居を探す者
- (2) 本町に居住することを前提に、町内または周辺地域で仕事を探す者
- (3) 本町に移住相談を行う者
- (4) 本町の子育てやテレワーク等の環境調査等を行う者
- (5) 移住検討のために来町する者の世帯員
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

2 同条の規定に関わらず、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としない。

- (1) 七戸町暴力団排除措置要綱（平成24年七戸町告示第4号）第2条第1項に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を持つ者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることが無くなるまでの者
- (3) **これまでに同様の趣旨による補助金の交付を受けていないこと。**
- (4) その他町長が補助事業者として不適当と認めた者

(補助金の額)

第3条 補助事業者が、補助事業を行った場合の補助金の額は、下記のとおりとし、町は別表1に定める基準に基づき予算の範囲内にて補助金を交付するものとする。

- (1) 本町への移動及び本町からの移動に係る費用
- (2) 町内宿泊施設への宿泊料
- (3) 町内滞在中の移動に係る費用

(補助金の交付申請)

第4条 第2条に該当する補助対象者で、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を開始する日から起算して10日前までに、七戸町移住体験事業

支援費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に下記の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 移住体験行程表（様式第1号の2）
- (2) 活動計画書（様式第1号の3）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 申請者及び補助対象者の現住所を証する書類（免許証等の写し表裏）
- (5) 七戸町移住体験支援事業事前アンケート（補助対象者全員分）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請者は18歳以上の者とする。

（補助金の交付決定）

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、七戸町移住体験支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 決定通知書を受け取った申請者は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに七戸町移住体験支援事業費補助金変更交付申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認める場合は、七戸町移住体験支援事業費補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（事業の実績報告）

第7条 申請者は、補助対象活動が終了した日から起算して30日以内又は事業が完了した日の属する年度の年3月15日のいずれか早い期日までに、七戸町移住体験支援事業費補助金実績報告書（様式第6号。以下「報告書」という。）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査により、交付すべき補助金の額を確定し、七戸町移住体験事業費補助金確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助決定者が、補助金の交付を受けようとする場合は、七戸町移住体験支援事業費補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第10条 町長は、申請書その他の提出書類の記載事項等に虚偽又は不正があったと認めたときは、交付決定を取り消し、既に交付されている補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その内容を交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該交付決定を取り消された者に対し、通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により既に交付した補助金の返還を命じるときは、交付対象者に対して、七戸町移住体験支援事業費補助金返還命令書（様式第10号）により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象経費	補助対象額
1 本町への移動及び本町からの移動に係る費用 （1）公共交通機関利用料等 （2）有料道路料金、燃料費、レンタカー利用料	1人あたり35,000円を上限とする。 ただし、公共交通機関を利用せずに複数人の補助対象者が同一の車両に同乗して移動する場合は、1組あたり35,000円を上限とする。 なお、公共交通機関と公共交通機関以外を併用する場合も、1人あたり35,000円を上限とする。 燃料費について、レンタカーを利用する場合は実費額、他の車両を利用する場合は七戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第48号）に準ずる額とする。
2 町内宿泊施設への宿泊料 町内宿泊施設の利用に限る。	補助対象経費の全額又は1人1泊あたり6,000円のいずれか低い額以内とし、1人2泊までを限度とする。
3 町内滞在中の移動に係る費用 （1）公共交通機関利用料等 （2）有料道路料金、燃料費、レンタカー利用料	1人あたり実費額又は3,000円を上限とし、3日までとする。 ただし、公共交通機関を利用せずに複数人の補助対象者が同一の車両に同乗して移動する場合は、1組あたり3,000円を上限とする。 なお、公共交通機関と公共交通機関以外を併用する場合も、1人あたり3,000円を上限とする。 燃料費について、レンタカーを利用する場合は実費額、他の車両を利用する場合は七戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第48号）に準ずる額とする。